



鳥取県公報

平成 20 年 8 月 29 日 (金)
第 8 0 2 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2 件) (591・592) (東部総合事務所県民局) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (593) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (594) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (595) (〃) 4
	指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更 (596) (〃) 4
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) 5

告 示

鳥取県告示第591号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年10月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年8月29日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成20年8月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人のぞみハウス
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
浦島 一昌
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市青谷町露谷50
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は障害者に対して、地域に於いて自分らしく豊かな生活ができるように、就労支援活動、創造的活動、生産活動、交流活動等の事業を行い、障害者の自立及び社会参加を支援し、ノーマライゼーション社会の実現に努め、地域と社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第592号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年10月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年8月29日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成20年8月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人OMU
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
佐々木 昌彦
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市内海中437
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、公共交通機関の利用が著しく困難な地域の住民に対して、自宅から最寄りの交通機関までの

移動手段を提供する事業を行い、住民生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第593号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月29日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
とっとり福祉サービス有限会社 代表取締役 四宮 佑一	鳥取市行徳三丁目317	智頭デイサービス事業所 りんどう	八頭郡智頭町大字三吉137-11	通所介護	平成20年9月1日

鳥取県告示第594号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月29日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人山本外科内科医院 理事長 山本 穰	鳥取市末広温泉町125-2	指定訪問看護事業所 山本外科内科	鳥取市末広温泉町125-2	平成20年4月1日
〃	〃	指定訪問リハビリテーション事業所 山本外科内科	〃	平成20年6月1日

鳥取県告示第595号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月29日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
とっとり福祉サービス有限公司 代表取締役 四宮 佑一	鳥取市行徳三丁目317	智頭デイサービス事業所 りんどう	八頭郡智頭町大字三吉137-11	介護予防通所介護	平成20年9月1日

鳥取県告示第596号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月29日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人山本外科内科医院 理事長 山本 穰	鳥取市末広温泉町125-2	指定訪問看護事業所 山本外科内科	鳥取市末広温泉町125-2	平成20年4月1日
〃	〃	指定訪問リハビリテーション事業所 山本外科内科	〃	平成20年6月1日

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成20年8月29日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
施設警備業務 1級
- 2 実施日時
平成20年12月2日（火）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 5階大会議室
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 施設警備業務の管理に関すること。
 - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 施設警備業務の管理に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

 - (1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であること。
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間

平成20年9月29日（月）から同年10月3日（金）までの日の午前8時30分から午後5時30分まで
- 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

 - (1) 県内に住所地を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
 - (4) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面
 - (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
 - (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。